豊野清風園短期入所生活介護契約書

| 様(以下「利用者」といいます)並びに | (以下 | 「家族 |
|------------------------------------|------|-----|
| 代表者」と言います)と特別養護老人ホーム「豊野清風園」の指定管理者た | る社会社 | 冨祉法 |
| 人賛育会(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短 | 期入所生 | 生活介 |
| 護について、次のとおり契約します。 | | |

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者および家族代表者は事業者に対しそのサービスに対して料金を支払います。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間 満了日までとします。ただし契約満了の2日前までに利用者から施設に対して文書 により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
 - 2. 契約期間中の利用期間及び入退所の時間等については、事業者、利用者双方で協議の上決定します。
 - 3. 利用者は、契約期間中であれば、事業者に対し利用期間の変更及び追加利用を申し込むことができます。

(短期入所生活介護計画)

第3条 利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望意見を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成し、 その内容を利用者及び家族に説明します。

(短期入所生活介護の提供場所及び内容)

- 第4条 短期入所生活介護の提供場所及び所在地・設備概要は、「短期入所生活介護重要事項説明書」に定めたとおりです。
 - 2. 利用者が利用できるサービスの種類は「短期入所生活介護重要事項説明書」のとおりです。その内容について事業者は利用者に対して説明します。
 - 3. 事業者は、利用者の希望事項、状態に応じて第3条に定めるサービスを適切に提供します。
 - 4. 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。事業者はやむを得ず、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対して事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合

には、その同意を得ることとします。またこの場合事業者は、事前又は事後すみやかに、家族代表者または後見人に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 5. 事業者は、サービスの変更を利用者が希望した場合、可能な限り希望に添うよう にします。
- 6. 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合、適切な措置を講ずるとと もに、家族代表者または後見人に事故発生時の経過および状況説明を行います。

(サービス提供の記録)

- 第5条 事業者は、利用者に同居の家族がいる場合、利用者が利用終了後、提供したサービス内容等を家族に説明します。
 - 2. 事業者は、提供したサービス内容の記録を利用者が利用終了後、2年間保管します。
 - 3. 利用者は、施設の営業時間内に施設内において、第2項のサービス提供記録を閲覧することができます。
 - 4. 利用者は、当該利用者に関する第2項、サービス提供記録の複写物の交付を受ける際には、社会福祉法人賛育会個人情報保護規定に従って手続きを行うものとします。

(利用料金)

- 第6条 事業者は、利用料金の明細を付した合計額の請求書を、利用終了日の翌月20日頃に郵送します。ただし、要介護認定変更申請中または特別な事由により請求書が 交付できない場合は後日請求内容が確定でき次第郵送します。
 - 2. 利用者および家族代表者は、サービスの対価として別紙1に定める料金表により、 利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を連帯して支払います。
 - 3. 利用者および家族代表者は、当月料金の合計額を口座振替で納入します。翌月27日(金融機関休業日は翌営業日)が口座振替日となります。ただし、その他の支払方法を希望される場合は、別途ご相談となります。
 - 4. 事業者は、利用者または家族代表者から利用料金の支払いを受けたときは、支払者に対し領収書を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

- 第7条 利用者は、事業者に対し利用開始予定の前日、午後5時までに「利用中止」を連絡した場合、利用料金を負担することなく利用を中止することができます。
 - 2. 利用者が、事業者に対し利用開始予定日の前日の午後5時までに「利用中止」を 連絡しなかった場合、施設は、利用者および家族代表者に対して別紙に定めた計算 方法により、利用料の1日分の全額又は半額を請求いたします。この場合、事業者 は明細を付した請求書を利用者または家族代表者に交付し、利用者または家族代表 者は請求書の交付を受けた日から、7日間以内に現金または指定銀行への振込によ

って納入することとします。

(利用期間中のサービスの中止)

- 第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所 することができます。この場合の利用料金は実際の退所日までの利用期間を基準に 計算します。
 - 2. 事業者は、利用者の身体状況が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止いたします。この場合の取り扱いについては「短期入所生活介護重要事項説明書」に記載した内容とします。
 - 3. 第1項・第2項で定めた他、利用期間中に利用者が病院等に入院をした場合は、 入院したその日で利用は終了となります。この場合の利用料金は入院日までの利用 期間を基準に計算します。

(利用料金の変更)

- 第9条 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及 び食事代、滞在費等の単価等の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
 - 2. 利用者および家族代表者が利用料金の変更を承諾した場合、新料金に基づく契約書を作成し、お互いに取り交わします。
 - 3. 利用者および家族代表者は、利用料金の変更を承諾できない場合は、施設に対し文書で通知することにより契約を解除することができます。

(サービス契約の終了)

- 第 10 条 利用者は、サービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知する ことによりいつでも契約を解除することができます。
 - 2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者または家族代表者に対して 30 日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、契約を解除することができます。
 - 3. 事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対して文書で通知することにより直ちに契約を解除することができます。ただし利用者がサービスを利用している場合は、7日間の予告期間を置かなければならない。
 - (1) 利用者および家族代表者が事業者に支払うべきサービス利用料金を、正当な理由もなく3ヶ月以上遅延し、且つ督促してから30日以内に支払わない場合
 - (2) 利用者または家族代表者が、事業者や職員または他の入所者に対して、犯罪行為、虚偽申告、ハラスメント行為等この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - 4. 次の事由に該当した場合、契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護老人福祉施設に入所した場合
 - (2) 利用者が市町村等によって要介護認定を取り消された場合

(3) 利用者が亡くなられた場合

(秘密保持)

- 第11条 事業者およびサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
 - 2. 事業者は、「豊野清風園における個人情報の利用目的」に基づいて利用者からあらかじめ文書にて同意を得ている事項以外に個人情報を利用しません。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の 生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、利用者の身体に急変が生じた場合は、医師の診断を含め、あらかじめ 届けられた連絡先へ速やかに連絡する等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合は、利用者に必要な措置を 講じるとともに、医師の診断を含め、あらかじめ届けられた連絡先、保険者に対 して速やかに連絡します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(家族代表者の責任)

第16条 家族代表者は、利用者の他の家族の意見を取りまとめるものとし、他の家族が利用者又は家族代表者の意向と異なる行動を取る場合には、家族代表者が一切の責任を負うものとします。

(本規程に定めのない事項)

- 第17条 利用者および事業者は、信義誠実をもって契約を履行するものとします。
 - 2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めると ころを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第 18 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者 の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。 上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ 所有するものとします。

| 契約年 | 年月日 | | 3 | 年 | 月 | 日 | | |
|------|------|------|-------|------|-------|--------|---|---|
| 契約 | 者氏名 | | | | | | | |
| | 〔施 彭 | 5 名] | 社会福祉 | 法人 賛 | 育会 | 豊野清風園 | | |
| | 〔住 | 所〕 | 長野県長 | 野市豊野 | 町豊野 (| 559番地1 | | |
| | 〔代表 | 者名〕 | 施設長 | 伴 | 成顕 | 印 | | |
| 利用者 | | | | | | | | |
| | 〔住 | 所〕 | | | | | | |
| | 〔氏 | 名〕 | | | | | | 印 |
| | | | (代筆者 | : | | |) | |
| 代理人 | (成年後 | 見人) | | | | | | |
| | 〔住 | 所〕 | | | | | | |
| | 〔氏 | 名〕 | | | | | | 印 |
| 家族代表 | 表者 | | | | | | | |
| | 〔住 | 所〕 | | | | | | |
| | 〔氏 | 名〕 | | | | | | 印 |
| | | | (利用者) | 本人との | 関係: | |) | |

豊野清風園短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口は下記のとおりです。ご不審の点はお尋ね下さい。

担 当 生活相談課 電 話 026-257-4617

営業日 月曜日~金曜日 (年末年始・祝日は除きます)

時 間 午前9時00分から午後5時30分まで

2. 施設の概要を説明します

(1) 施設名等について

施 設 名 社会福祉法人 賛育会 豊野清風園

所 在 地 長野県長野市豊野町豊野659番地1

介護保険指定番号 短期入所生活介護 2073400216

(2) 施設の職員体制について

| | | 常 勤 | 非常勤 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 施設 | 長 | 1名 | | 1名 |
| 医師 | | | 1名以上 | 1名以上 |
| 介護 | 支援専門員 | 1名以上 | | 1名以上 |
| 生活 | 相談員 | 1名 | | 1名 |
| 管理 | 栄養士 | 1名 | | 1名 |
| 機能 | 回復訓練員 | 1名以上 | | 1名以上 |
| 事務 | 職員 | 3名以上 | 3名以上 | 6名以上 |
| _ | 看 護 師 | 1名以上 | 1名以上 | 2名以上 |
| 介護 | 准看護師 | 1名以上 | 1名以上 | 2名以上 |
| | 介 護 員 | 20名以上 | 20名以上 | 40名以上 |
| 看 | | | | |
| 護 | | | | |
| 看護職員 | | | | |
| , | | | | |
| | 運転手 | | | 必要数 |
| その | 洗濯員 | | | 必要数 |
| 他 | 清掃員 | | | 必要数 |
| , _ | | | | |

(3) 施設の設備概要

| 定 | 員 | 16名 | 静養室 | 1室 |
|----|----|------------------------|------------------|----|
| | | 4 人部屋 2 室(1 室 53.45 ㎡) | 医務室 | 1室 |
| 居 | 室 | 2 人部屋 2 室(1 室 24.99 ㎡) | 食堂 | 2室 |
| | | 個室 4室(1室12.53 m²) | 機能回復訓練室 | 1室 |
| 浴 | 室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります | ボランティアルーム | 1室 |
| 面認 | 炎室 | 2室 | | |

3. 施設のサービス内容について

(1) 施設サービス計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、施設サービス計画を作成します。

(2) 食事

朝食 午前 7時30分~

昼食 午後 12時~

夕食 午後 6時~

*食事の場所は原則として食堂ですが、体調が不良の時は居室でおとりいただくことができます。

*利用者の身体の状況に応じて、療養食等を提供します。

(3)入浴

原則として、週に2回入浴していただきます。ただし、身体の状況に応じて特殊浴または清拭となる場合があります。

(4) 介護

施設サービス計画に沿って、食事・入浴・排泄・着替え介助、口腔ケア、移動・ 移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症の症状へのケア等の介護を行います。

(5)機能回復訓練

日常生活上の必要な機能を回復したり、その減退を防止する訓練を行います。

(6) レクリエーション

季節ごとの行事や、書道・詩吟・生花・音楽等のクラブ活動を行っています。 詳しいことは月間予定表をご覧下さい。なお、行事によっては参加費が別途かかるものもあります。

(7) 健康管理

サービス利用中、健康管理のための援助を看護師により行います。

(8) 生活相談

施設での生活上のご相談や、地域の社会資源及び利用できるサービスのご紹介等に応じます。

(9) 理・美容サービス

随時、実施しております。月によって実施日が異なりますので、実施日をご確認の上ご利用ください。なお、料金は別途かかります。

4. サービスの利用申込み方法について

- (1) 利用の希望がございましたら事前に担当の介護支援専門員を通じてお申し込み下さい。なお、利用の予約は2ヶ月前から受付いたします。
- (2) 申込みの際には、利用希望の期間、希望される部屋のタイプを介護支援専門員

にお伝え下さい。

(3) ご利用期間が決定しましたら確認の連絡をいたします。

5. 施設のサービスの特徴

- (1) 運営の方針
 - ① 施設は、介護保険法に定める短期入所生活介護の趣旨に基づき、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援し、あわせて利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の介護及び機能訓練等、その他必要な援助をさせていただきます。
 - ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (2) 利用にあたっての留意事項について
 - ① 喫煙は指定した場所でお願いします。
 - ② 多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないでください。
 - ③ 医療機関への受診の付き添い及び送迎はご家族でお願いします。
 - ④ 外出の場合はサービス担当者までお申し出ください。なお、外出の場合の付き添い及び送迎はご家族でお願いします。

6. 緊急時の対応について

- (1) 利用者からナースコール等により、緊急の要請があった場合は速やかに適切な対応をおこないます。
- (2) 医療機関へ連絡をすると共に、利用者があらかじめ届けてある緊急連絡先へも 速やかに連絡をいたします。

| 《緊急連絡先≫ | |
|----------|--|
| ① 氏 名 | |
| 電 話 | |
| 住 所 | |
| ②氏名 | |
| 電 話 | |
| 住 所 | |
| ③ 氏 名 | |
| 電 話 | |
| 住 所 | |
| | |
| 《主治医連絡先≫ | |
| 病院名 | |
| 医師名 | |
| 電 話 | |

7. 非常災害時の対応について

施設は、消火設備(スプリンクラー、自動火災報知器)非常放送設備等災害、非常 時に備えて必要な設備を設けると共に、具体的な防災・避難計画を立て、職員及び利 用者が参加する訓練を定期的に実施しています。

- 8. サービス内容に関する相談・苦情等については別紙3のとおりです。
- 9. 第三者評価の実施について

施設は、第三者評価をうけておりません。

10. 協力医療機関について

施設は、下記の医療機関との協力体制により利用者の身体に緊急を要する事態が 発生した場合は、速やかに適切な対応を行います。

≪協力医療機関名≫

賛育会クリニック026-257-2470長野県立信州医療センター026-245-1650タカミ歯科医院026-257-2300

11. 事業所の概要について

名称・法人種別社会福祉法人賛育会代表者役職・氏名理事長平野昭宏

法人所在地 東京都墨田区太平三丁目17番8号

電話 03-3622-7614

〔豊野事業所の概要〕

(1)豊野清風園介護老人福祉施設定員 74名短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護定員 16名(2)介護医療院とよの定員 60名

(3) 賛育会クリニック 居宅療養管理指導

訪問リハビリテーション

外来(外科・内科・小児科・消化器科・整形外科・

放射線科・人間ドック・健康診断)

(4) ゆたかの 介護老人保健施設 定員 96名

(短期入所療養介護)

通所リハビリテーション 定員 20名

(5) 訪問看護ステーションとよの

(6) 豊野中央デイサービスセンター定員 35名(7) ケアハウスりんごの里定員 18名

(8) 賛育会豊野居宅介護支援事業所

確認書

年

月 日

)

短期入所生活介護入所にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書別紙に基づいて重 要な事項を説明しました。 事業者 [事業者名] 社会福祉法人 賛育会 〔施設名〕 特別養護老人ホーム 豊野清風園 [事業所番号] 2073400216 〔 住 所 〕 7 3 8 9 - 1 1 0 5 長野県長野市豊野町豊野659番地1 〔代表者名〕 施設長 伴 成顕 (EII) 〔説明者〕 (EII) 私は、重要事項説明書別紙により、施設から短期入所生活介護入所についての重要な 事項の説明を受けました。 ご利用者 〔住所〕〒 [氏名] (EII) (代筆者:) 代理人 (成年後見人) 〔住所〕〒 〔氏名〕 (EI) 家族代表者 〔住所〕〒 [氏名] (EII)

(ご利用者本人との関係:

豊野清風園短期入所生活介護料金表

2024年8月1日現在

1. 併設型短期入所生活介護費(1 日あたりの単位数)

| | 従来型個室 | 多床室 |
|------|-------|-----|
| 要介護1 | 603 | 603 |
| 要介護2 | 672 | 672 |
| 要介護3 | 745 | 745 |
| 要介護4 | 815 | 815 |
| 要介護5 | 884 | 884 |

2. 加算(1 日あたりの単位数)

| 機能訓練指導体制加算 | 12 |
|--|-------------------------------------|
| 生活機能向上連携加算(I) | 100 単位/月 ※体制が整い次第 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 単位/月 ※体制が整い次第 |
| 看護体制加算(I) | 4 |
| 看護体制加算(Ⅱ) | 8 |
| 看取り連携体制加算 | 64 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限 り1日につき) |
| 夜勤職員配置加算(I) | 13 |
| 認知症行動·心理症状緊急対応加算 | 200 (7 日間を限度) |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 120 |
| 緊急短期入所受入加算 | 90 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度) |
| 長期利用者に対する短期入所生活介護 | -30 |
| 口腔連携強化加算 | 50 (1月に1回を限度) |
| 療養食加算 | 8/回(1 日につき3回を限度) |
| 在宅中重度者受入加算イ | 421(必要に応じて) |
| 在宅中重度者受入加算口 | 417(必要に応じて) |
| 在宅中重度者受入加算ハ | 413(必要に応じて) |
| 在宅中重度者受入加算二 | 425(必要に応じて) |
| 認知症専門ケア加算(I) | 3 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4 |
| 在宅中重度者受入加算ハ 在宅中重度者受入加算ニ 認知症専門ケア加算(I) | 413(必要に応じて) 425(必要に応じて) 3 |

| 生産性向上推進体制加算(I) | 100/月 |
|--------------------|--------------------|
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10/月 |
| サービス提供体制強化加算(I) | 22 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18 |
| サービス提供体制強化加算(皿) | 6 |
| 介護職員等処遇改善加算(I) | 介護報酬総単位数×14% |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | 介護報酬総単位数×13.6% |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) | 介護報酬総単位数×11.3% |
| 介護職員等処遇改善加算(IV) | 介護報酬総単位数×9% |
| 介護職員等処遇改善加算(V)1~14 | 介護報酬総単位数×4.7~12.4% |

- ※看護体制加算:施設の体制により、(I)・(Ⅱ)のいずれか、または両方加算することがあります。
- ※サービス提供体制強化加算:施設の体制により、 $(I) \cdot (I) \cdot (I) \cdot (I)$ のいずれかを加算します。
- ※在宅中重度者受入加算:利用中に訪問看護事業所によって健康管理を行なった場合に 算定されます。施設の体制により、イ・ロ・ハ・ニのいずれかを加算します。
- $※介護職員等処遇改善加算(I) \sim (V): 取り組み内容等に応じていずれかが算定されます。$
- ※緊急短期入所受入加算:介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた場合に、短期入所生活介護を行なった日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算します。
- ※長期利用者に対する短期入所生活介護:連続して30日を超えて同一の指定短期入所 生活介護を利用している場合31日目から所定単位数から減算します。
- ※療養食加算:厚生労働大臣が定める療養食が提供される場合に加算します。
- ※長野市は報酬単価が1単位10.17円となっています。

3. 食費および滞在費(1日あたりの自己負担額)

| | 食費 | 従来型個室(特養等) | 多床室 |
|------|---------|------------|-------|
| 第4段階 | 1,800 円 | 1,231 円 | 950 円 |

- ※食費の内訳は朝食 400 円、昼食 700 円、夕食 700 円となります。
- (入退所日等は召し上がった分のみの請求となります。)

但し、介護保険負担限度額認定証の提示により下表の通りとします。

| 限度額認定 | 食費 | 従来型個室(特養等) | 多床室 |
|-------|-------------------|------------|-------|
| 第1段階 | 1 日 300 円を上限とする | 380 円 | 0 円 |
| 第2段階 | 1 日 600 円を上限とする | 480 円 | 430 円 |
| 第3段階① | 1 日 1,000 円を上限とする | 880 円 | 430 円 |
| 第3段階② | 1 日 1,300 円を上限とする | 880 円 | 430 円 |

※第1段階~第3段階の方の食費について

| 限度額認定 | 負担限度額 | 1日 | 朝食 | 昼食 | 夕食 |
|-------|---------|---------|-------|-------|-------|
| 第1段階 | 300 円 | 300 円 | 305 円 | 570 円 | 570 円 |
| 第2段階 | 600 円 | 600 円 | 305 円 | 570 円 | 570 円 |
| 第3段階① | 1,000 円 | 1,000 円 | 305 円 | 570 円 | 570 円 |
| 第3段階② | 1,300 円 | 1,300 円 | 305 円 | 570 円 | 570 円 |

- (入退所日等は、召し上がった分のみの請求となります。但し、負担限度額を超えてしまう場合は、負担限度額が上限の料金となります。)
- ※個室の利用者で以下のいずれかに該当する方は多床室滞在費が適用されます。
 - (1)感染症や治療などの施設側の事情によって一定期間(30 日以内)の個室への入室が必要な方。ただし、医師の診断書や指示が必要となります。
 - (2)著しい精神症状等により、多床室(相部屋)では、同室者の心身の症状に重大な影響を 及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が困難な方。ただし、医師の診断書や指示書が 必要となります。

4. その他の料金

- (1)日常生活用品費 200円
- ※日常生活費の内訳 歯ブラシ、コップ、口腔ケア用ガーゼ、入れ歯洗浄剤、タオル、バスタ オル、ティッシュ、ウェットティッシュ、石鹸、靴下、余暇活動費
- ※ただし、利用者の選択にもとづき徴収するものとします。

(2)送迎費用

- ①下記の送迎範囲内・介護保険適用時 184単位
- ②下記の送迎実施区域を超える場合・・1キロメートルを超えるごとに37円
- ③自宅から施設間以外の送迎の場合・・実費
- ※送迎の実施区域・長野市(豊野・古里・柳原・長沼・三輪・吉田・若槻・浅川・第一~第五・ 芹田・古牧・朝陽・大豆島・若穂)、須坂市、高山村、小布施町、中野市、山ノ内町、飯綱町、 信濃町、飯山市(南部)
- (3)理美容料金 実費
- (4)その他個人専用で使用するもの、買い物の費用等は自己負担となります。
- (5)一定以上所得者は、介護保険の自己負担が2割または3割になります。
- 5. 利用開始前および利用中にサービスを中止した場合の精算方法
 - ①入所の前日17時以降に利用の中止を連絡された場合・・・1日の利用料金の50%
 - ②利用当日連絡もなく利用を中止された場合・・・1日の利用料金の100%
 - ③利用期間中にサービスを中止された場合・・中止した日までの料金を精算します。

以上

豊野清風園における個人情報の利用目的

- サービス提供のため
 - ・当施設での介護サービスの提供
 - ・関係行政機関等との連携、照会への回答
 - ・ご利用者にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ご利用者が受診する医療機関照会への回答
 - 給食等業務委託
 - ・ご家族等への心身の状況説明
- 介護保険請求事務等のため
 - ・当施設での介護保険の事務及びその委託
 - ・審査支払い機関への請求明細書の提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- 当施設の管理運営業務のため
 - ・ご利用者の入退所等の管理
 - 会計、経理
 - ・介護事故等の報告
 - ・ご利用者の介護サービスの向上
 - その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- 施設賠償保険等にかかる保険会社等への相談又は届け出等のため
- 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料のため
- 介護サービス向上を目的とした当施設内でのケース研究のため
- 当施設において行なわれる学生等の介護実習への協力のため
- 外部監査機関への情報提供のため
 - ・上記の内、他機関への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨お 申し出ください。
 - ・お申し出がないものについては、同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・これらのお申し出はいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

私は、上記「豊野清風園」における個人情報の利用目的」の内容を理解し、私または家族の個人情報を用いることに同意いたします。

| | | | 年 | 月 | 日 |
|-----|---------|----|---|---|----|
| | 利用者 | 住所 | | | |
| | | 氏名 | | | fi |
| 代理人 | (成年後見人) | 住所 | | | |
| | | 氏名 | | | 印 |
| | 家族代表者 | 住所 | | | |
| | | 氏名 | | | 印 |

苦情等の相談について

賛育会では施設サービスご利用の皆様からの苦情等について、次のとおりご相談を受け付けております。承りました苦情等のご相談内容については必要に応じて賛育会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決に努めます。

1. ご相談窓口

賛育会の経営または受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設けて苦情等のご相談を受け付けています。インターネットを利用して法人のホームページでも受け付けをしています。

(1) 施設・事業所の相談窓口

| 施設・サービス | 苦情受付担当者 | 苦情解決責任者 | 電話番号 |
|----------------|------------|------------|--------------|
| 豊野清風園 | 生活相談員 徳永寛行 | 施設長 伴 成顕 | 026-257-4617 |
| 賛育会豊野居宅介護支援事業所 | 管理者 原田愛 | 施設長 伴 成顕 | 026-257-5999 |
| 豊野中央デイサービスセンター | 生活相談員 徳竹康祐 | センター長 篠原栄子 | 026-219-1530 |
| ヘルパーステーションとよの | 管理者 齋藤美恵子 | 施設長 伴 成顕 | 026-257-5642 |
| 訪問看護ステーションとよの | 所長 福澤尚実 | センター長 篠原栄子 | 026-257-5150 |

〒389-1105 長野市豊野町豊野659-1 豊野清風園・賛育会地域支援センター

Tel 0 2 6 - 2 5 7 - 4 6 1 7 Fax 0 2 6 - 2 5 7 - 4 5 9 6

(2) 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長 連絡先 社会福祉法人 賛育会

〒130-0012 東京都墨田区太平三丁目 17番8号

Tel 0 3 - 3 6 2 2 - 7 6 1 4 Fax 0 3 - 3 8 2 9 - 2 3 0 2

ホームページ http://www.san-ikukai.or.jp/indexhtml

(3) その他の相談窓口

長野市介護保険課

Tel 0 2 6 - 2 2 4 - 7 8 7 1 Fax 0 2 6 - 2 2 4 - 8 6 9 4

長野県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

Tel $0\ 2\ 6-2\ 3\ 8-1\ 5\ 8\ 0$

長野県福祉サービス運営適正化委員会(苦情相談)

Tel 0 1 2 0 - 2 8 - 7 1 0 9 Fax 0 2 6 - 2 2 8 - 0 1 3 0

2. 苦情対応のための第三者機関について

賛育会では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。賛育会が経営又は受託する施設の地域に在住する有識者の方々と賛育会の監事で構成されています。

委員会の構成

柴田 光昭 (元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人協働学舎 ぶどうの会)

阿形 操 (前御前崎市民生委員・児童委員 御前崎市地域医療を育む会 代表)

柴田 和子 (墨田区保護司会吾嬬西分長)

坂野 修一 (特定非営利活動法人町田フレンズサポート 事務局長)

坂根 慶子 (すみだ共生社会推進センター運営委員 すみだ共生社会推進センター協力委員)

田宮 一茂 (社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長)

齊藤 希世 (東京YMCA教育・保育事業部統括)